



「質問票」のあり方 裁判員選任手続を主宰して

村岡啓一 一橋大学大学院法学研究科教授

はじめに

本特集は、裁判員制度の導入に伴う新たな刑事手続を検討し問題点を探る連続企画の一環として、裁判員の選任手続を取り上げたものである。裁判員選任手続は従来の刑事手続にはまったく登場しなかった新たな手続であるので、一応、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、裁判員法という）によって、裁判員候補者の選定から裁判員の選任に至る一連の手続や裁判員になりうる適格要件が定められていても、実際にどういふふうに進捗が進行し、その過程でどのような問題が生ずるのかのイメージがつかめない。本特集の中で、私が指導教員である一橋大学の学部4年生（村岡ゼミナール所属）と一橋大学法科大学院の既習者コース2年生有志によって実施された模擬裁判の裁判員選任手続の部分を紹介したのは、少しでも読者にとってイメージ化に寄与すればよいと考えたからである¹。この模擬選任手続の批判的検討と裁判員選任手続をめぐる問題点の指摘は外部観察者である角田雄彦弁護士によって別稿において網羅的になされているので、私は、重複を避けて、この模擬裁判を企画し、実際に模擬裁判の中で裁判員選任手続を裁判長役として体験した内部の者として、どのような問題点が浮かび上がってきたかを述べることにしたい。

また、裁判員選任のためには裁判員候補者の一定の情報が必要であるが、そのための手段として上記裁判員法は「質問票」の使用を認めている（裁判員法30

条）。アメリカ合衆国の陪審員選定手続で用いられる「質問票（Juror Questionnaires）」に倣ったものであるが、これも私たちにはまったく馴染みのないものである。アメリカ合衆国の陪審員選定手続については、福来寛教授および丸田隆教授の各論稿に委ねるが、折しも、アメリカ合衆国において、少年への性的虐待などの罪で起訴された歌手マイケル・ジャクソンに対する刑事裁判が進行しており、その裁判の陪審員選定手続において陪審員候補者への質問票が裁判所によって公開されているので²、それと対比しつつ、わが国の裁判員制度の下での「質問票」のあり方について私なりの考えを述べることにする。

模擬裁判の裁判員選任手続から 何がわかったか

裁判員制度の導入に伴って、さまざまな大学や司法機関が模擬裁判を企画し、現実にはさまざまな機会に実施されているが、多くは、裁判員の事実認定能力の確認や職業裁判官との協働に基づく事実認定および量刑判断の進め方に焦点を当てたものである。そこで私は、裁判員制度の最初の入口にあたる裁判員選任手続に焦点を当てて模擬裁判を実施することを企画し、ゼミナールの4年生に対し、次の4つのグループに分けて、各自がその意図を実現できるようなキャラクター（人物像と特殊事情）を創作するように指示した。①裁判員法16条が定める辞退事由はないが、絶対に裁判員に選ばれたくないと考えている人、②辞

退事由ないし不適格事由に該当するが、ぜひとも裁判員に選ばれたいと願っている人、③辞退事由はないので選ばれても仕方がないとあきらめているが、できれば裁判員に選ばれたいと願っている人、④辞退事由ないし不適格事由に該当する可能性があるため、なんとかそれを認めてもらって裁判員に選ばれないことを期待している人。その結果が、今回の模擬裁判において裁判員候補者として登場したさまざまな個別事情を抱えた多彩な人物像である。世論調査の結果によれば、国民の司法参加という裁判員制度の理念には賛成しつつも、人を「裁く」ことに対する嫌忌ないし自信の欠如を理由に7割の人が裁判員になることを希望していないというのであるから³、実際には、②の類型は稀で、①③④の類型が多くを占めるとと思われる⁴。そうすると、裁判員選任手続に臨む裁判官、検察官および弁護人（いわゆる法曹三者）の役割は、積極的に裁判員に選ばれたいと願う候補者②のなかから不適格な者を除くことと、逆に、裁判員の責務を免れたいと望む大多数の候補者①③④のなかから本来裁判員になるに相応しい普通の市民を「逃さない」ことになる。とりわけ、裁判官にその役割が課せられることになる（その裁判官と裁判員候補者との間の思惑の違いを背景としたやりとりは、模擬裁判の記録を直接参照されたい）。

模擬裁判の裁判員選任手続を見た複数の傍聴者の方から、裁判員法16条7号に定める辞退事由の有無につき裁判所の判断は厳格に過ぎるのではないかという感想が寄せられた。確かに、私を裁判長とする合議体は、同号イロハニの要件を厳格に解釈し、「自らが」重要な用務を処理しなければならないか（自手性）、「他の期日に行うことができない」か（非代替性）、「著しい損害」が生ずるか（回復困難性）等々の要件判断において、候補者の主張する事情をいわば形式的に当てはめて要件該当性を機械的に判断したとすることができる。その背後にあった考え方は、個別事情の実質的な判断をしては広範な辞退者を認める結果となって、事実上、裁判員の選任に支障が生ずるのではないかとといった危惧の念が存在したこと、および、仮に裁判所に実質的な判断を認めるにしても、今回使用した一般的な質問票（次項参照）の記載内容ではその判断をするに必要な情報がほとんど得られなかったため、事実上、実質的な判断が不可能であっ

たからである。

しかし、きわめて興味深いことに、検察官および弁護人の質問⁵を経た後の裁判所の辞退を認めない旨の判断に対し、検察官および弁護人はむしろ当該裁判員候補者の辞退事由を実質的に判断して、辞退を認めなかった裁判所の判断に不満を持っていると思われる候補者を、「理由を示さない不選任の請求」（裁判員法36条）を利用して積極的に除外していったのである。このことは、両当事者が「不公平な裁判をするおそれ」を理由とする不適格事由（裁判員法18条）の存否では鋭く対立しつつも、一般的な辞退事由の存否の点では対立関係に立たず、むしろ、不承不承裁判員を務める「強いられた裁判員」をできるだけ排除しようとする点では共通の利害を有したためであったと推察される。その結果、傍聴者が指摘した、常識的な感覚で辞退を認めてもいいのではないかと考えられた「気の毒な」裁判員候補者は、検察官および弁護人の権利行使によって、事実上、裁判員に選任されずに済んだのである。別な言い方をすれば、辞退事由を主張する裁判員候補者は、裁判官を説得できなくても、検察官ないし弁護人の眼に「強いられた裁判員」との印象を与えることができれば、両当事者の「理由を示さない不選任」のセイフティネットによって除外されることを期待できるということである。

「理由を示さない不選任」に関連してもう1つ明らかになったことがある。裁判員法34条4項では、両当事者は「不公平な裁判をするおそれ」を理由として当該裁判員候補者の不選任を請求できるとされている。請求に対する裁判所の決定が「不選任」であればそれで確定するが、決定が「却下」（すなわち選任）の場合には、対象事件が係属する地方裁判所に「異議の申立て」ができることになっている（裁判員法35条1項）。しかし、模擬裁判の裁判員選任手続では、両当事者はこの異議申立権を行使するのではなく、却下決定の対象となった当該候補者を「理由を示さない不選任の請求」をすることによって、裁判所から自動的に「不選任の決定」を得ることができた（裁判員法36条3項）。

結局、「不公平な裁判をするおそれ」をめぐる両当事者の攻防に対する裁判所の判断は、「理由を示さない不選任の請求」をなしうる4人の限度枠では意味を持たないことになったのである。また、逆に、当事者

が却下決定を不服として異議の申立をした場合には、同じ地方裁判所の別の合議体の決定に委ねられることになるので、この間、裁判員選任手続は停止を余儀なくされることになろう。模擬裁判では、時間の制約があるので異議の申立はなされなかったが、両当事者ともに、自らが「不公平な裁判をするおそれ」があると判断した裁判員候補者については、裁判所の却下決定にもかかわらず、「理由を示さない不選任の請求」をすることにより、結果的に排除することに成功したのである。

質問票から何がわかるか

1 一般的質問事項から何がわかるか

模擬裁判では、日弁連司法改革実現本部2004年7月30日「裁判員制度の制度設計に関する中間報告書」に添付されている質問票を裁判員候補者に事前に配付して回答を得た。この質問票は、裁判員法14条(欠格事由)、15条(就職禁止事由)、16条(辞退事由)、17条(事件に関連する不適格事由)、18条(不公平な裁判をするおそれ)の存否を判断するための一般的質問事項を記載したものである。上記各事由の該当性を第一次的にスクリーニングするためには有用であるが、実際に裁判員選任手続において判断の対象とされるであろう個別具体的な辞退事由や不公平な裁判をするおそれの判断に必ずしも十分な情報を提供するものとはなっていない(問18は「裁判員の辞退は、下記の事由がある場合、裁判所の決定で例外的に認められる場合があります。辞退を請求しますか?」と包括的に聞き、裁判員候補者が裁判員法16条各号のいずれに該当するかを指摘したうえで、「具体的に事情をご記入下さい。」の欄に自由に記載する形式になっている。また、不公平な裁判をするおそれの判断に必要な情報を得るための質問としては、以下の4問が用意されている。問19「本件事件に関し、警察官等から事情を聴かれたことがありますか?」、問20「あなた、あなたの親族、親しい友人に、犯罪の被害者となった方がいますか? いつ、どなたが、どのような犯罪の被害に遭われたのでしょうか?」、問21「本件事件は、あなたが裁判員候補者名簿に登録されたことの通知を受け取る前から知っていましたか?

どのようにしてお知りになりましたか? 強く関心を

持ちましたか? どのようなことに関心をもたれたのですか?」、問22「特に本件事件を公正・公平に判断することができないと思われる事情がありますか? どのような事情ですか?」)。

一般的質問事項は全件に共通する最低限の質問事項にとどまるので、そこから裁判員候補者に辞退の意思があるのか否かとその主張する辞退事由の類型はわかるが、その意思の強度や申立の真摯性まではわからず、結局は、非公開の裁判員選任手続における候補者に対する質問時点まで判断に必要な情報は与えられない。同様に、不公平な裁判をするおそれについても、質問票からその端緒を得ることはできるが、具体的な偏頗性の判断をなす情報は実際の質問時点まで獲得されない。

2 個別的質問事項から何がわかるか

アメリカ合衆国の陪審員選定手続では、一般的な質問事項に加えて個別の事件に即した特有の個別的質問事項が付加される。事件によっては詳細かつ長大な質問票になることもあり⁶、陪審員候補者にとっての負担と同時にプライバシー侵害の懸念がある一方で、公平な裁判所を構成するための陪審員選定手続を効率化するために不可欠な合理的な手段とされ、個別的質問事項の付加が広く認められている⁷。たとえば、マイケル・ジャクソンの裁判では、質問は41項目あり、当該事件の性質に関連した一般的質問のほか、正に当該事件に固有の個別的質問として次のような問いが付加されている。

(1) 一般的質問からの抜粋

「問20:あなたはこれまで児童の権利擁護団体あるいは子どもの安全、児童虐待、子どもの権利などの問題を扱うグループのために勤務した、または、ボランティアとして働いたことがありますか?」

この問いは、本件の公訴事実が児童に対する性的虐待を内容としているので、陪審員候補者のこの種の問題に対する関心の度合いを知るために提示されている。

「問24:あなた、あなたの親族、親しい友人にいかなる形態であれガンと診断された方がいますか?」

この問いは、本件の告発者であり被害者とされる少年がガン患者であったことに由来する。

「問33:あなた、あなたの親族、親しい友人に不適

切な性的行為で告発された方がいますか?」

「問34:あなた、あなたの親族、親しい友人に不適切な性的行為で被害者となった方がいますか?」

これらの問いは、本件の事案の性質に由来する偏頗性の判断に資するものであるが、この質問の肯定者が直ちに排除されるわけではない。ちなみに、本件のVoir Dire(陪審員候補者に対する予備尋問。「真実を語る」の意)では、陪審員番号100番の女性が身内に性的犯罪者として登録された者がいることを明らかにしながら、その経験によって彼女自身が「心を開かれた」と述べて、陪審員に選定されている。また、陪審員番号107番の女性も、2人の身内が性的虐待を受けたり12歳のときに強姦されたことを回答しながら、これらの事件によって陪審員としての職責を努めるのに影響は「ない」と述べて陪審員に選定されている。ここから窺われることは、上記の質問票の一般的質問事項はVoir Direにおけるより詳細な質問を可能とする前提としての機能を有しており、問いに対する該当性如何が直ちに偏頗性の判断に結びつくのではなく、あくまでも、当該候補者の資質の判断に必要な情報を知るための導入として位置づけられているということである。

(2) 当該事件に固有の質問

「問35:最近のマイケル・ジャクソン事件について、あなたはどのくらい新聞を読み、テレビを見ていますか?(たくさん、少し、まったくないの三択回答)」

「問36:この事件について、あなたは、友人、職場の同僚、家族とどれくらい議論しましたか?(たくさん、少し、まったくないの三択回答)」

「問37:マイケル・ジャクソンに対する1993年から1994年にかけての捜査に関する報道を知っていますか?あるいは、公になった事実について何かを読んだり、見たり、聞いたりしたことがありますか?」

「問38:あなた、あなたの家族、親しい友人の誰かはマイケル・ジャクソンを知っていますか? はいとお答えの場合、説明してください。」

「問39:あなたはマイケル・ジャクソンに会った人あるいはネバーランド(注:マイケルの居住地で犯罪のあった場所とされている)で時を過ごしたことのある人を知っていますか?」

裁判所によって公表された陪審員候補者243名の質問票に対する回答によると、問39に対する回答者

の実に4人に1人が「はい」と答えており、マイケル・ジャクソンがその地域の重要人物であったことが歴然と示される結果となった。このことは、逆にいえば、当該質問は陪審員選定にあたって当該陪審員候補者の適格性を判断するのに有意の情報を与えるには必ずしも役立たなかったことを意味する。同様に、問34には回答者の5人に1人が「はい」と答えており、性犯罪が蔓延した結果、性犯罪の被害者が決して稀な存在ではないことが示されており、Voir Direにおいてさらに必要な質問をしないかぎり、陪審員としての資質判定にそのままでは利用できないことを明らかにした。

また、問37に対する回答では60%が「はい」と答えたが、この質問自体に疑問の声と批判が寄せられている。1993年の事件ではマイケル・ジャクソンは大陪審の段階で不起訴になったものの、児童に対する性的虐待を内容とする点では同種のものであり、それに言及することが許されるか否かは、今回の事件との関連性に関わる論点として、後の裁判過程において当然浮上してくると思われる。にもかかわらず、質問票であえて1993年の事件に言及したことは、60%の既知の人には「またか」と思わせる一方で、40%の不知の人には新たに過去の同種告発の事実を知らしめたという効果をもたらすからである⁸。

一般的に言えば、この批判は当たっていると考えられるが、質問票を公表した裁判官(および、それを認めた弁護人)は、1993年事件と遮断して本件のみを審理することは非現実的と考えて、あえて過去の不起訴事案に言及したとも考えられるので、この質問の背後にある真意はわからない。しかし、少なくとも、陪審員選定手続に関するかぎり、やはり有効な選別指針を与える情報とはなりえなかったことだけは確かである。

3 アメリカ合衆国の質問事項は何を目的に提示されるのか

アメリカ合衆国では、裁判官を交えず12人の陪審員のみで事実認定を行うので、陪審員団をいかに自陣に有利な構成にするかは極めて重要である。そのため、陪審員選定のアドバイスをするコンサルタントの雇用をはじめ、陪審員選定のシミュレーションを行うための模擬手続など多大な費用と労力が投じられる⁹。陪審員選定手続の中心はVoir Direにおける陪

審員候補者に対する質問にあるが、その究極の目的は、陪審員候補者のなかから陪審員団が構成された場合にリーダーシップをとると予想される人物(これをpersuaderという)を見出し、自陣に好意的ではないと判断される人物を「専断的忌避権(peremptory challenges)」を用いて、確実に排除することにある¹⁰。それゆえ、Voir Direの効果的な質問を可能とするために事前の質問票の質問事項が工夫されるのであり、たとえば、典型的な一般的質問事項の中に見られる次のような質問も、陪審員団の中でリーダーシップをとる人物は誰かを見極めるために提示される。

「あなたの現在の雇用上の地位は何ですか?」、「現在の職業は何ですか? どれくらいの期間現在の職業に就いていますか?」、「あなたが定期的に読んでいる新聞、雑誌は何ですか?」、「あなた自身を10語で表現するとすれば、どうなりますか?」等々。過去の陪審体験を聞くのも同様の意図に基づく。そして、その目的のゆえに、両当事者が関与できる質問票の質問の仕方は、「はい」、「いいえ」で答えられるものではなく、5W1Hで始まる記述式の回答を求める質問が推奨される。とくに、「どのように(How)」と「なぜ(Why)」の問いが陪審員候補者の心情と説明を求めることになるので、最も人物評価をするのに相応しい情報を得ることに寄与すると考えられている¹¹。

こうして得られた陪審員候補者の事前の情報とVoir Direの際の同じ候補者の行動を観察した結果を照らし合わせることによって、両当事者は自陣にとって不利と考えられる「有力者(persuader)」が誰であるかを見抜き、排除することが可能となるのである。この意味で、アメリカ合衆国の陪審員選定手続において、質問票が果たしている戦略的な役割は想像以上に大きいことがわかる。

わが国の質問票のあり方

わが国でも、裁判員選任手続にあたって質問票が裁判員候補者のもとへ裁判所から事前に送付され、候補者に回答を義務づける(裁判員法30条2項、3項)ことによって、辞退事由および不適格事由の判断に資する一定の情報が収集されることが想定されている。では、アメリカ合衆国の質問票のような詳細なも

の、とりわけ、当該事件固有の個別的質問事項の充実に工夫をこらすべきであろうか?

この問いに対する回答は、裁判員制度と陪審制度との違いをどう評価するか、また、裁判員に求める資質を何に求めるのかによって変わりうる。すなわち、裁判員制度は、選任された裁判員が1回限りの事実審理に参画するという意味では陪審制度と同じであるが、プロの裁判官と一緒に事実認定作業および量刑判断を「協働」して行う点では、事実認定の全責任を素人である陪審員に委ねている陪審制度とは決定的に異なる。そして、この違いは、アメリカ合衆国の陪審員選定手続が両当事者によって陪審員団の中で自陣に不利なリーダーシップをとると思われる人物(persuader)を排除することに向けられるという目的がわが国では妥当しないという結論を帰結する。わが国の裁判員制度の下では、裁判官の合議主宰の下で、一般常識に沿った自らの意見を的確に述べることのできる通常人こそが求められ、素人間で影響力を行使する有力者が誰かは決定的な意味を持たないからである。

また、評決の方法もアメリカ合衆国の多くの州が採用している陪審員全員一致による評決が要求されているのではなく、裁判官を含めた裁判体構成員の単純過半数(ただし、裁判員だけによる過半数は認められない)による事実認定が認められているので、アメリカ合衆国の陪審員構成のように「評決不能(hang jury)」をできるだけ回避するために陪審員の中立性を追求するという発想は必ずしも必要ではない。陪審員の選び方の理念型には、陪審員候補者一人一人に着目して偏見のない中立的な人物を徹底して追求するという方法(これは全員一致評決の考え方に馴染む)と、中立的な人間というのはフィクションだから一定の偏見があることを前提に多様な社会構成を反映した人間を選出し、モザイク状の陪審員団を構成するという方法(これは多数決による評決の考え方に馴染む)¹²とがあるが、わが国の裁判員制度を前提にすれば、後者の理念型により適合するということである。

そうすると、わが国で質問票を作成する場合、当該事件の性格に関わる一般的質問事項を工夫すること、および、当該事件固有の個別的質問を付加することの必要性は、アメリカ合衆国の場合と同じに考えて差し支えないが、その目的は大きく異なり、一方当事者

に不利な有力者の排除という消極的方向ではなく、むしろ、裁判官との「協働」をなしうる常識人の確保という積極的方向に向かうから、裁判員候補者の背景事情を微に入り細に入り問うような詳細な質問事項は必要ではなく、当該裁判員候補者の常識がおのずと浮かび上がるような記述式の一般的質問のほうが有用と考えられる。

今後、質問票の作成方法、とくに、検察官および弁護人からの追加の個別的質問事項の取扱いをどうするかなどが具体的な運用上の問題として議論されることになるが、重要なことは、アメリカ合衆国の質問票の模倣ではなく、わが国の裁判員制度を前提に、それに最もよく適合するわが国独自の質問票を工夫することであろう。

1 模擬裁判の裁判員選任手続全体の流れと裁判長の言葉遣いについては、丸田隆『裁判員制度』(平凡社新書、2004年)を参考にした。

2 マイケル・ジャクソンの裁判の経過は、CNNニュースの以下のサイトに詳しい。LAW CENTER THE MICHAEL JACKSON TRIAL (<http://edition.cnn.com/2005/LAW/jackson.trial/archive/index.html>)

3 読売新聞2004年5月27日記事参照。

4 なお、実際には、通常の市民で特別の事由がないので裁判員に選ばれてもよいと肯定的に受け止める層があるが、その市民は裁判員選任手続において特別の申立はしないと考えられるので、模擬裁判の裁判員選任手続の対象とする人物像からは除外した。

5 裁判員法34条2項は、検察官および弁護人の直接の質問を認めず裁判長を経由して質問をすることになっているが、模擬裁判では、裁判長の裁量によって直接当事者に質問することもできるとの解釈をとって、検察官および弁護人に裁判員候補者に対する質問を直接することを認めた。この点に関して、少なくとも模擬裁判において、当事者の直接質問による弊害というのは認められなかった。

6 O・J・シンプソン事件では、質問の数は294問で75頁の質問票となった。四宮啓『O・J・シンプソンはなぜ無罪になったか』(現代人文社、1997年)28頁。

7 質問票の利点として以下の3点が指摘されている。①陪審員選定手続の時間を節約する効率性、②陪審員候補者が他の候補者に知られることなく秘密の情報を裁判所に伝達できるというプライバシーの保護、③陪審員候補者が口頭による回答よりも書面のほうが正確な回答をするという情報の正確性。National Jury Projectのサイトhttp://www.njp.com/services_sjq.html参照。

8 <http://cnnstudentnews.cnn.com/2005/LAW/02/10/otsc.toobin.jacson/>

9 セイムアー・ウィッシュマン(梅沢利彦・新倉修・田中隆治訳)『陪審制の解剖学』(現代人文社、1998年)第3章。

10 JURY RESEARCH INSTITUTEのサイト<http://www.jri-inc.com/>に掲載された記事Article9 (Selecting Better Juries) および Article11(Voir Dire)を参照。

11 前注10のArticle11(Voir Dire)参照。

12 イギリスの陪審制につき、鯉越溢弘「日本における陪審議論とイギリス陪審の現状」鯉越編『陪審制度を巡る諸問題』(現代人文社、1997年)3頁以下。イギリスの陪審員召喚状につき同書資料3参照。

(むらおか・けいいち)

